

“農と食” 北の大地から

連載第57回

明日の有機農業に向けて
(その1)



追い風になった「推進法」の成立 「有機」を核に環境保全型農業へ

これまで少数の人たちによって実践されてきた有機農業をめぐる状況が新たな段階を迎えている。昨年12月に議員立法によって「有機農業推進法」が成立したのを受け、国や地方自治体レベルの推進施策づくりも具体化しており、時代はずいぶん変わってきた。8月18日、長沼町内で開かれた「農を変えたい！全国集会」に向けた催しを紹介しながら、有機農業の現状と課題を考える。

来春の全国集会を前に 「自立と自給」の道を探る

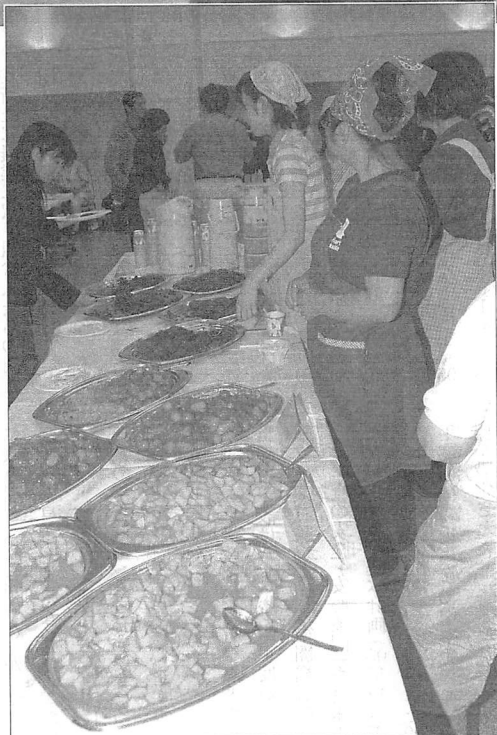
八月十八日夜の長沼町民会館は、「農を変えたい！全国集会in北海道」（来春に開催予定）に向けたブレ大会の参加者による交流会でにぎわっていた。

たくさんだ。素材はすべて道内産で、有機農産物を使ったものが多い。特区制度を活用して醸造された長沼産下ブロックの試飲コーナーも登場し、参加者たちを喜ばせた。

多くの人には耳慣れない「農を変えたい！全国運動」代表・中島紀一茨城大教授とは、有機農業や環境保全型農業を推進する全国ネットワークである。合言葉は「自給を高め、環境を守る日本農業の再建を！」。昨年、有機農業の関係者や研究者らによって発足した。

テーブルに並ぶのは、北海道食育コーディネーターの貫田桂一さん（前ホテルクラブピースポロ料理長）の総指揮の下、JANAがぬま女性部の人たちが二日ばかりで作ったスローフードメニュー。季節の野菜を使った前菜、オムレツ料理の実演、魚や肉料理、ブルーベリーなどのデザート……と盛り

「北海道の自立と自給を目指して」をテーマにしたこの催しは、来年三月二十二、二十三日の両日、酪農学園大学



道内外から約3000人が参加した「農を変えたい！全国集会」のブレ大会。有機農家や農村レストランの経営者らによる討論では、生産者と消費者のコミュニケーションの大切さが語られた（写真左）。道産の素材を使い、地元有機協会の人が腕をふるった料理がずらり並んだ交流会（写真右）

「農のあり方、食のあり方」をテーマに長沼と札幌の有機農家や農村レストラン経営者、八百屋の三者が、みずからの取り組みを語り、生産者と消費者とのコミュニケーションの大切さを強調した。

JAS有機の現状に危機感 「基本方針」掲げ全国運動へ

ここで、「農を変えたい！全国運動」の経緯を大まかに紹介しておこう。

一九九九年のJAS法改定によって有機農産物の認証制度が始まったが、このシステムは生産振興とセットになっていなかった。そのため、有機

を会場に開かれる第三回全国集会を前に、有機農業が抱える課題の整理と参加者の交流などを目的にしたもの。主催したのは、同運動に呼応する道内の連絡組織「北海道の有機農業をすすめる会」（代表＝麻田信一・酪農学園理事長）である。

切り口から「基調提案」がなされた。別項（44～46頁）にその要旨を載せたので読んでいただきたい。昨年十二月に議員立法によって「有機農業推進法」が成立したことで、これまで少数派だった有機農業が新たな局面に入ったことが実感できる内容である。時代は大きく変わってきた。

ブレ大会ではまず、有機農業と農政、北海道の自立、技術という三つの基調提案を受けパネル討論では、

農業に取り組もうとする人たちの門戸を狭め、輸入有機農産物ばかりが増えてしまった。さらに、小泉改革によるグローバル経済の推進やさらなる規模拡大政策は、日本の農業をつぶ



「畜産飼料の自給率向上」の分科会では「草地の生き物調査」の報告もあった

していく事態を招いていた。こうした状況に危機感を抱いた人たちが〇五年春に「有機農業政策の確立を求める緊急全国集会」を開いた。新しい運動を創るための円卓会議も行

こうして、北海道は有機農業施策の先進自治体と見られるようになった。農業団体や市町村、一般の農家や消費者の関心がさほど高まってい

ない実態はあるが、一昔前に比べると大きな前進といえるだろう。自治体が独自の施策を進めていったことは、「有機農業推進法」の成立にも少なからぬ影響を与えていった。

その「推進法」では、有機農業の基本理念として四つを明記している(第3条)。

- ① 農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、農業者が容易にこれに従事できるようにすること
 - ② 安全で良質な農産物に対する消費者の需要が増大していることを踏まえ、有機農業による生産物の流通、販売に取り組み、消費者が容易に入手できるようにすること
 - ③ 有機農業者などと消費者との連携の促進を図ること
 - ④ 有機農業の推進は農業者の自主性を尊重して進めること
- よく読むと当たり前前のことばかり

だが、有機農業の意義に始まり、生産から流通・販売・消費に至る各分野の役割をきちんと示した、画期的な法律といえる。

一方、国と地方自治体は基本理念を踏まえ、生産者や消費者などの協力を得つつ、有機農業の推進に関わる施策を策定・実施する責務を負った(第4条)。「全国運動」代表の中島紀一さんが指摘するとおり、国などに対して政策転換を促す内容だ。そして、有機農業者の支援や技術開発の促進、消費者の関心の増進、地方自治体に対する援助なども定めた(第8〜15条)。役人では書けなかった、議



カボチャの脇に麦類を作り、土づくりと風除けに役立つ「メノブレッジ長沼」の有機ほ場。独自の栽培技術を工夫している

なわれ、六つの基本方針が決まった。

- ① 一人ひとりの食の国内自給を高めます
- ② 日本農業を大切に、未来を担う子どもたちに、より良い自然を手渡します
- ③ 農業全体を「有機農業を核とした環境保全型農業」に転換するよう取り組みます
- ④ 「食料自給・農業保全」が世界のルールになるよう取り組みます
- ⑤ 地域の農業と結び、食文化を継承する「地産地消」の実践を進めます
- ⑥ 新たに農業に取り組む人たちのための条件整備を進めます

「自給」や「環境保全」「地産地消」を扼り所とした有機農業によって、農業のあり方を変えていこう、というわけだ。全国各地での地方集会を踏まえ、昨年三月には東京で初の全国集会を開催。その数カ月後には「農を変えたー！ 全国運動」としてスタートを切り、有機農業を進める技術会議も誕生した。さらに、超党派の有機農業推進議員連盟(会長 谷津義男・自民、事務局長 川上マルティ・民主。06年時点の加盟議員数は161人)と連

北海道の「推進計画」に向けて策定作業が本格化

同法に基づいて今年四月には「基本方針」が策定された(農水省HPの有機農業推進関連情報(※欄外)で詳細が読める)。〇八年度の概算要求では、本年度の十倍にあたる五億円の「有機農業総合支援対策費」も計上した。

この「基本方針」では、有機農業の推進体制が整備されている市町村の数を、一二年度までに「五〇%以上とする」との数値目標を設定した。画

携して昨年十二月の「推進法」の成立に向けて尽力。同法に基づく「有機農業推進基本方針」にも意見を反映させてきた。

こうした経緯のなかで、有機農業に関するさまざまな施策を進める北海道が注目され、三回目となる全国集会の開催地に選ばれたのである。

議員立法で「推進法」成立 国などに政策転換を促す

この「農と食シリーズ」を始めた五年前、北海道内にも熱心に有機農業に取り組む人たちがいた。が、それは全体から見ると数少ない勇氣(のいる)農業であり、道庁内にクリーン農業の部署はあっても有機農業については基礎データすら乏しい、という悲しい状況だった。

まもなく農政部に有機農業の担当部署が設けられ、〇四年度からは道立農業試験場での技術開発も始まった。「食の安全・安心条例」を具体化していくための基本計画(05年12月策定)では、三百戸ほどの有機農家を09年度には一千戸まで増やす、との指標が設定された。

るが、二十数年間にわたり有機農業に冷淡な対応を取り続けてきた農水省がようやく思い腰を上げ、政策を転換し始めたのである。

基本方針に即した都道府県レベルの「推進計画」は本年度中に策定されることになった。道は九月以降、農業関係者や消費者などによる検討会や道民対象のブロック別意見交換会を開催したりしながら、策定作業を進めていくという。

こうした転換期のなかで開かれたのが長沼での「プレ大会」だった。わずか二日間の催しでは、広い北海道での有機農業を軸にした環境保全型農業の展望を語りきれなかったものの、三百人ほどの参加者が一堂に会して学習と交流を深めた意義は大きい。来春の全国集会に向けた取り組みに期待したい。

北海道の有機農業をすすめる会事務局

江別市文京台緑町五八二―一

酪農学園大学内

☎090・7516・4219

☎011・3808・4144

※ <http://www.maff.go.jp/soshtk/nousan/nousan/kampo/yuki.html>

有機農業を推進して豊かな未来を

農を変えたい！全国運動代表 中島紀一さん

画期的な「推進法」を活かそう

「有機農業推進法」の核心は、第四条の「国および地方公共団体は基本理念に則り、有機農業の推進に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する」と決めたことです。国は責任を持ち、これまでの政策を転換しなさい」と議員立法で定めたのは、日本の農政の法制史上に例のない画期的なことだと思います。

これまではJAS（日本農林規格法の下に「有機JAS認証制度」があり、有機農産物が規格に合うかどうかの間われ、特殊な商品を作るための生産方式という位置づけでした。スペシャルという意味で、「特別にいいものを国が奨励するのはよろしい」という話にはなる。しかし、他の農業形態について「推進する」と個別に定めた法律はありません。

特殊農法である限り、有機農業推進法の先は長くないでしょう。「特殊なものではなく、普遍的なあり方だ。人類の長い歴史のなかで農業は常に人々の暮らしとともにあり、そこで

つくられてきた基本原則こそ有機農業である」「有機農業によって、未来の日本の農業が救われるだけでなく、地域と国と社会の豊かな未来が獲得できる」と、我々は分かりやすく語っていかなければなりません。

そう考えた場合、三つのポイントがある。一つは、特別な肥料や病虫害防除のやり方ではなく、農業の基本原則として技術論を深め、広げられるかどうかです。二点目は、有機農業が地域に広がるこ



なかじま・きいち 1947年埼玉県生まれ。茨城大学農学部教授・日本有機農業学会会長

有機農業が世界を救う

とで地域や日本の自然、社会がどのようになり、直されていくのか——を明確な展望として示していくことです。地域には畑や田んぼ、山があり、住宅地もある——かつて農業はそういうものとして人類の社会や歴史を支えてきた。いまは、食品産業の原料生産業のような小さな世界に閉じ込められていますが、もう一度有機農業を軸にして立て直すべきです。

三点目は、行政や企業体などとの協力の関係のあり方も含めて、人々の輪をどれだけ公共性のある、未来の可能性を示すものとして組み立てられるかです。

参院選で農政は一つの大きな焦点となった。選挙前の基本的なトーンは、「経済発展のためには日本農業に泣いてもいい、海外の農産物を受け入れ、その見返りに工業生産の発展を」という、財界側からの路線で農政を変えていくことが主流でした。しかし、国民の声はノーを出した。では、我々はどういう農政を提案していくのかが問われるでしょう。

残念ながら、国会のレベルでは「自民党が政府とともに行なってきた品目横断的経営安定

対策をそのまま進めるのか」「民主党が提唱する〇個別の所得保障政策に移るのか」という表面的なおカネの分捕り合戦みたいな議論で終わってしまう危険性があります。それを超え、いまこそ農を国の基本に据えながら政策を組み立てるべきです。

日本に先駆けて有機農業推進の政策会議をつくった元韓国農林部長官（注）日本農水大臣に相当）の金成勲さんと、有機農業推進議員連盟会長の谷津義男さん（自民党総合農政調査会長・元農水大臣）が八月二日に対談し、わたしは司会を担当しました。

お二人の意見は「有機農業の推進こそ国を救い、世界を開く」という点で大いに一致し、金さんから「有機農業を軸にした新しい農業の推進の方向を、WTOにおける特別要因として設定することを提案すべき」との提起がありました。谷津さんは「大変いい提案なので、早速ジュネーブに出かけ、そうした方向で各国に問題提起してみたい」という話になった。

有機農業の推進を軸にしながら本格的な農業政策を組み立てることこそ、いまの日本の農政の混乱を切り開く道ではないか、とわたしは考えています。その方向をぜひ、来年三月の全国集会を通じて、皆さんの草の根からの提言として広げていただきたい。

北海道百年構想と有機農業

北海道の有機農業をすすめる会代表 麻田信二さん

開拓の歴史と「健土健民」

北海道の農家数は一九六〇年の四分の一に激減し、六十五歳以上の人口も三割を超えています。北海道農業は日本の自給率の四分の一を担っていますが、それが将来とも担えるか大変きびしい状況にあるのが実態です。

これからの北海道を考える場合、単に経済成長を考えても無理です。長期的な視点に立ち、これまで歩んできた道を振り返りながら未来を見つめ直してみると、わたしには一筋の光明が見えてきます。



あさだ・しんじ 1947年網走市生まれ。任期途中で道副知事を退任し、長沼町内で果樹園を営む。酪農学園理事長

それは、(発展の道を)外に求めるのではなく、内にエネルギーや食料を作り出し、有機農業を進めることです。

北海道の歴史は、開拓使が置かれ、屯田兵村がつくられて開拓が行なわれてきた。しかし、開拓から二十年くらいたつと、国は北海道を注目しなくなり、大陸に目を向けます。日清、日露の戦争に勝ち、ますます外に進んでいった。そうしたとき、肥沃な土壌を探して作物を作るという略奪農業は冷害大凶作を招くわけは餓死者が出るほどの大凶作でした。

そのなかで、北海道の酪農の父・宇都宮仙太郎は被災民の救済に立ち上がり、「家畜を飼えば糞尿を農地に還元でき、良草がで、家畜は冷害を受けない」と有機農業を

デンマークモデルの構築を

田中正造の活動を支援した内村鑑三の著書に「デンマーク国の話」があります。敗戦により肥沃な土地を失った資源を持たない小国デンマークが、ダルフス親子の植林事業からの半世紀の努力により人々の心が耕され、酪農・農業が大きく振興され、敗戦で失った以上のものを創り出し、豊かな福祉国家を実現した話です。

宇都宮仙太郎、黒澤西蔵、宮尾舜治、佐藤喜作、道経連会長だった戸田一夫などは数多くいますが、残念ながら基本法農政の下では工業的な農業ばかりが推進され、今日の状態になってきました。

地球温暖化、生物多様性の喪失、人口増と食料問題、化石エネルギーの枯渇など、人類の生存に赤信号が灯っている今日、デンマークは三十五年前のオイルショック時のエネルギー自給率二%を、原発建設を拒否してバイオガスや風力を活用し、いまでは一三七%まで高めており、食料自給率は三〇〇%です。百年後、北海道が輝いているかは、デンマークモデルをどう構築できるかにかかっています。

世界には、アメリカのCSA運動、ニュージーランドの放牧酪農、マダガスカル島の稲作、韓国の有機農業など、すぐれた事例がたくさんあります。それらに学び、

北海道が持つている良い環境のなかで理想の農業を創っていくことができる、と確信しています。

そのためには、「自ら立ち上がり内から創るのか。他に依存し外から持ち込むのか」「生命ある有機農業か。工業的な化学農業か」そのどちらを選ぶのか、わたしたちの想像力や構想力が問われています。

クリーン農業から有機農業へ

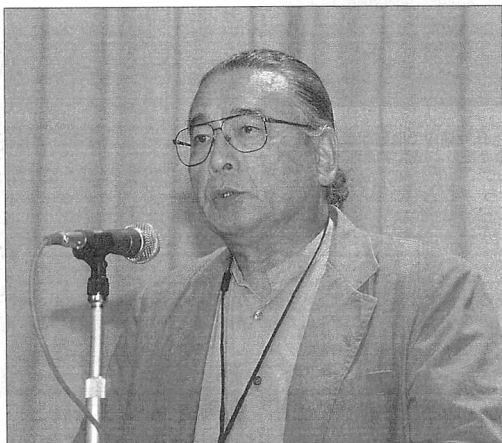
平成二年に北海道有機農業研究協議会が立ち上がり、翌年からクリーン農業が進められ、「クリーン農業を北海道農業のスタンダードに」という共通認識が定着しましたが、取り組む農家は少数です。

十年ほどたち、クリーン農業の一形態としていた有機農業をクリーン農業を引っ張っていくものとして独立させ、技術開発に取り組むことになった。十五年度に実態調査を行ない、十六年度から実践者の協力を得て、道立農業試験場で有機農業に関する試験研究を開始しました。

推進法の施行で公的機関による有機農業技術の開発が促進されていくでしょう。北海道がその先頭に立つて取り組むことが国際社会のなかで存在感を増す。それは将来にわたって道民の生命を守ることであり、北海道自立の道であり、世界に貢献できる道でもあると考えています。

慣行農業との違いはどこにあるか

全国有機農業技術会議代表 西村 和雄さん



にむら・かずお
1945年京都市生まれ。京都大学フィールド科学教育研究センター講師・農学博士

者の一人で大先輩の露木裕喜夫さんが、「自然をよく観察しなさい。そこに有機農業が学ぶべき知恵と技術があるはずだよ」と教えてくれました。

慣行農業には完璧なマニュアルがあり、栽培層と防除層にノウハウが付いていて、その通りやると誰でもできます。有機農業には、そうしたマニュアルは存在しないのかもしれない。有機農業技術会議としては、有機農業のルールと枕木だけは用意します。あとは、自然をよく観察し、自然の力をいかに取り込んで利用できるのか——そこに有機農業がうまくいくかどうかがかかっているわけです。

どの土も特有の顔を持っており、それは耕作された方の努力の結晶だと思えます。一筆ごとに違う土が理想の土に向かって突き進むべき方法がある。そのベクトルを早く見抜いて、土の顔を窺いながら、どの方向に進めば一番いいのを見抜く観察力と、手厚い愛情にかかっています。それこそが有機農業がめざす土の理想ではないでしょうか。

有機農業と慣行農業の違いとは、我々の知恵に託されています。いずれ、技術会議として基本的なマニュアルは整備しますが、あとは皆さんの力量です。それが慣行農業の非常に単純化したマニュアルとは違い、もつと奥深い、懐の深さを見せてくれるのではないのでしょうか。

自然資源で土を甦らせる

九年前、わたしは京都の町のだ真ん中から電車で一時間半ほどの田舎に引っ越し、二年間休耕していた重粘土地を借りて自給用にしようと考えました。村の人が暗渠を掘らなければどうしようもないと言ふ土地です。

まず地力を試すため、何もせず種子を

自然をよく観察しよう

三十六年前、わたしがこの世界に飛び込んだとき、日本有機農業研究会の創設

“農と食” 北の大地から

連載第58回

明日の有機農業に向けて (その2)

「有機農業推進法」(先月号を参照)に盛り込まれた理念や責務を具体化させていく、「北海道有機農業推進計画」をめぐる議論が始まった。有機農家や農協・流通関係者、消費者らによる検討会議が立ち上がり、道内七ブロックでの意見交換会も開催し、来春の策定をめざすが、課題も山積している。そこで、関係者の声を紹介しながら、意識改革や普及事業の見直し、新規就農への支援、予算の確保など重要性を考える。

戸惑いや旧態依然の発想が目立つ自治体職員の声

九月二十日、苫小牧市内で開かれた道主催の「有機農業推進計画」に関する日高・胆振ブロックの意見交換会。会場には、自治体職員を中心に十一人が訪れたが、多忙な収穫時期の午後とあつて農家の参加者は一人にとどまった。

「うちの町の農家の頭のなかに有機農業はないのではないかと。推進計画は、場違いのような内容だ。(農家は)消費者に向けていいものを作るよりも、今後の経営の安定がメインになっている」

新冠町の職員が現状をこう話す。「行政のなかで大上段に、『農薬や化学肥料を使わない』とは言いがらみ」とホネを漏らしたり、地域ぐるみで有機農業を広げよ

うとする「推進計画」の主旨に戸惑いの表情を見せる職員もいた。

「道が有機農業を推進するならば、所得面のメリットを計画に書くべき。それがないと目標に到達できない。国や道に補助してもらおうと進んでいくんじゃないか」

と、お上に頼り、旧来の発想が抜けない意見を述べたのは新ひだか町の職員。赤字財政にあえぐ道の担当者から、

「行政には『カネの切れ目が縁の切れ目』が多い。補助金と言うが、では具体的に何があるのか？」

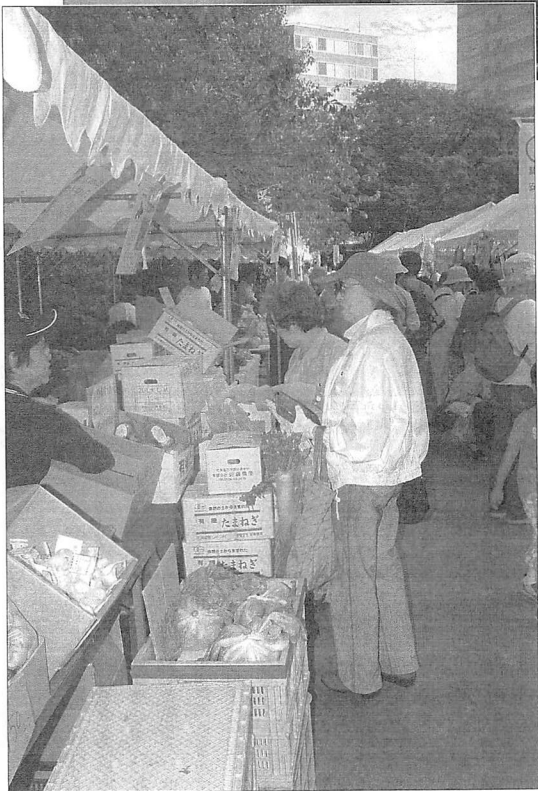
と切り返され、答えに窮する場面も。時代の変化を読み取れないようだ。

有機農業を志す農家からJAS(日本農林規格)の認証について相談を受けたのがきっかけで参加した豊浦町の職員は、前例がなく困った体験を紹介。日高管内

ルポライター
滝川 康治

9月12日、生産から流通・販売に至る関係者12人による「北海道有機農業推進計画検討会議」が立ち上がり、来春の策定に向けた議論が始まった(写真右)。大勢の市民が訪れた「有機農業フェア」の直売コーナー(写真下)。昨年9月、道庁赤レンガ前で

「推進計画」へ向け議論が始まり 課題山積の実態 浮き彫りになる



の農業改良普及センター職員は、「推進法はできたが、有機農業の技術面が遅れており、自信を持って進められない現状がある」と悩みを口にした。今年四月に策定された農水省の基本方針では、「二〇二二年度までに有機農業の推進体制を「五〇%以上の市町村で整備すること」を目標としているが、現場の職員たちの認識とのギャップはあまりに大きい。

八〇年代後半に壮瞥町へ新規就農し、職員や知的障害者とともに七・五ヘクタールの畑で有機農産物を作り、三千五百

羽の自然養鶏なども手がけている「農場たつかーむ」(※欄外にHPアドレスの代表・高野律雄さんは、「慣行栽培より生産量が少なく、卸価格はそう変わらないなか、周囲に『有機農業をやりなさい』とは言えない」と、そのきびきびさを示す)一方で、

「食の安全性や持続可能なあり方が問われる時代にあつて、単なる農法ではなく、地球環境を守るものとして有機農業がある。二十年前に北会議(有機生産者グループの略称)を始めてから、有機農業を

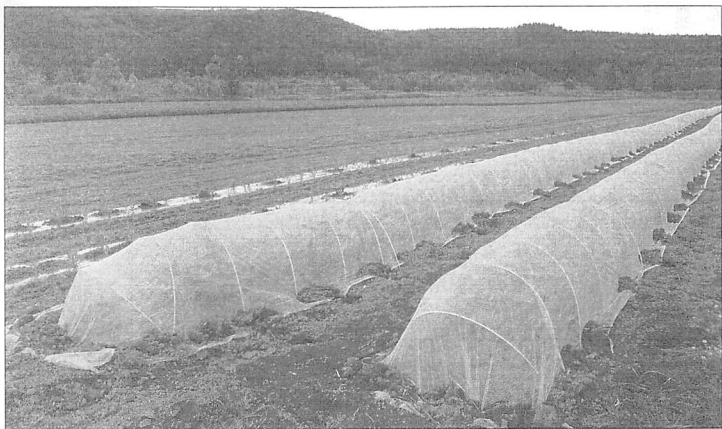
やめた仲間は一軒もない。病害虫の多い亜熱帯でさえ有機農業をきちんとやっており、技術体系ができれば、日本は無農薬・無化学肥料で必ずやれる」と力を込め、自信をのぞかせた。後ろ向きの姿勢がめだつ自治体職員とは対照的な希望を感じさせる意見だった。

来春には「推進計画」策定 誰が担うリーダーシップ?

「有機農業の広がりをめざして」をテーマに道は九月、「推進計画」の原案を公表した(注)Ⅱ農政食品政策課ホームページ

から「北海道の有機農業をたどると全文が読める」。有機農業団体や流通関係者、消費者団体、ホクレンなどの代表十二人に委嘱し、道が設置した検討会の議論や、前出の意見交換会などを経て、本年度中の策定をめざしている。

- ① 地域での取り組みの拡大
- ② 有機農業技術の開発・普及の促進
- ③ 消費者の理解の促進
- ④ 有機農業により生産される農産物の



積丹町・高野健治さんの有機栽培圃場。手前のプロックリーは不織布で虫の侵入を避け、左手には緑肥作物を育て工夫する。流通側の希望で3.8haの畑はすべて、有機JASの認証を受けた

「我々は、北海道の有機農業を『点』から『面』にしていきたい。そのベースはある（推進法の施行は）市町村に認識を深めてもらうチャンスであり、有機農業の思想を広げることが大事だ」（竹林孝・道農政部食の安全推進局長）
というのが道の基本姿勢。有機農業に取り組み農家のうちJAS認証の取得数は、〇五年度の三百三十一戸から〇九年度には一千戸に増やし、一三年度には千三百戸にしたい――と、八年度で四倍に増やす数値目標を設定した。



有機酪農を实践する津別町の農家は農協や普及センターの職員と連携し、飼料用トウモロコシの収量調査も続ける（写真提供＝津別町有機酪農研究会）

「生産者と消費者との相互理解があつてこそ進んでいく、と分かつてほしい。わたしたちは、交流や（会報などの）情報発信を通してネットワークをつくりながら、有機農家のグループと知り合い、理解を深めていきたい。商品関係の職員には、有機農産物の取り扱いを増やすよう働きかけます」（田村さん）
JA北海道中央会農業企画課でクリーン農業を担当する河野正さんは長年、ホクレンで青果物の流通に携わってきた。「有機農業はデータ不足が否めない。そこで環境汚染などのリスク要因を道立農業試験場が主体になってきちんと評価し、リスク管理できたものを流通させるべきだ。そうした『物差し』をつ

販路の確保

⑤有機農業者や流通業者、販売業者、消費者などの連携体制の確立

「我々は、北海道の有機農業を『点』から『面』にしていきたい。そのベースはある（推進法の施行は）市町村に認識を深めてもらうチャンスであり、有機農業の思想を広げることが大事だ」（竹林孝・道農政部食の安全推進局長）
というのが道の基本姿勢。有機農業に取り組み農家のうちJAS認証の取得数は、〇五年度の三百三十一戸から〇九年度には一千戸に増やし、一三年度には千三百戸にしたい――と、八年度で四倍に増やす数値目標を設定した。

①有機農業者のネットワークづくり、既存の制度を活用した機械・施設の整備や資金貸し付けなどの支援、市町村や農協職員に対する研修・講習会の開催、農家を対象にした実践的な講座の開設、家畜の導入や耕畜連携による有機物の活用や資源の循環利用など

②有機栽培の導入を進めるための経営モデルの提案、有機飼料の生産方法や動物福祉を重視した飼養管理技術の確立、農業改良普及職員に対する研修・指導体制の整備など

③有機農業セミナーの開催、道の「愛

食運動」との連携など

④小売・量販店の販売コーナーの設置、有機農業者と消費者・実需者との交流促進、商談の場の橋渡しなど

⑤幅広い関係者の参加による情報・意見交換の実施

さらに、道や市町村、農協、道立農業試験場、有機農業団体による「推進体制の整備」も盛ついているが、その多くは研修や情報提供、交流といったものだ。全体的な方向は間違っていないが、これまで道の施策として進めてきたものを「充実させていく」レベルにとどま



自治体職員から戸惑いの声相次いだ「推進計画」に対する日高・胆振ブロック意見交換会（9月20日、苫小牧市内で）

いる。そのため意見交換会では、長年わたり有機農業に実践する人たちから、「パッケージに近い内容だが、果たして（今後の）五年間で実現できるのか」「誰が実際に先頭に立ち、この計画を進めるのか。これまで推進体制がなかった農協と、共通認識を持つていけるのか」といった醒めた意見が相次いでいた（10月3日、旭川会場で）。

検討会の委員を務める「北海道の有機農業をすすめる会」副代表の本田廣一さん（標津町の御興農ファーム代表は、「この計画には、食料や飼料の自給率に

くり、供給体制を組むことがそろうて初めて、宣伝していくことができる」と持論を述べる。そして、「有機農産物は地域流通が原則。地産地消の発想で消費者が現地に来て、食してもらおう。さらに、全体の二〇―一五％を占める食に対する意識の高い人に対し、ピンポイントで宣伝する」と提案する。

こうしたことを実現していくには農協自身の積極的な取り組みが欠かせないが、「現在、専門の有機農協があり、ある程度の機能を果たしている。それを飛び越えて既存の農協が動くのはどうか……」と河野さんは慎重に言葉を選び、有機農協の動きを見守る。JAの系統組織と

ついて書かれておらず、道の踏み込みが足りない。例えば、五年後、十年後、学校給食はすべて有機のものに代えていく」といった大胆な計画が必要だ」と、きびしく注文をつける。

「どう推進していくか？」
検討委員の意見を聞く

北海道の有機農業をどう進めていくか――何人かの検討会委員に聞いてみた。二十五年前に新規就農した積丹町の高野健治さん（北海道有機農業研究会代表）は、十年あまり前に三・八ヘクタールの耕地すべてを有機栽培に転換した。

道立農業試験場では〇四年度から三年度、有機農業についての試験研究を十件初めて実施した。その研究発表を聞いた高野さんは、「本州で実践している人に比べると、まだレベルが低い」と感じた。地元の農業改良普及センターは関心を示すが、実際に畑を訪れた職員はいない。

「彼らはホンネでは、『有機でやれるはずはない』と思っているんだろう。『ちゃんと畑を見にいこい』と言いたい。道の計画が下りてきても、町村は動かないんじゃないか。職員の意識を改めたり、予算の裏付けも必要だよ」（高野さん）
コープさっぽろ理事の田村千賀子さんは、提携先の玉ねぎ農家を訪れて草取り体験をしたり、JAS認証について勉強

して独自に有機農業のセクションを設けよう、という段階にも至っていない。東京など大都市圏では有機農産物に対する需要が増えているのに、残念な話である。

生産・流通・消費のデータ
収集や普及事業の見直しを

「推進計画」を実施するうえで、基本的なデータも不足している。道が把握している有機農家は、あくまでもJAS法による認証を受けた件数であり、「推進法」の規定する

「化学肥料および農薬を使用しない、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本とする有機農業」
に取り組む人はもっと多い。「潜在的には、全道で七百戸くらいはいるだろう」（北海道有機農業研究協議会会長の木村宏さん）との見方もある。

このため道は、「精度を高めた実態調査の手法を検討中。関係団体の協力を得て調査を実施したい」（食品政策課有機農業グループ）という。が、市町村や農業団体、農家などからの聞き取りを含めた「足で稼ぐ調査」でないと、ありのままの姿に迫れないのではないかと。

全国有機農業団体協議会（金子美登代表）は今年一月、当面必要な推進施策をまとめ、農水省に提言した。そこでは、有機農産物をめぐって、「食品加工業者な

どの需要」「ミネラルやビタミン、遊離アミノ酸の含有量」「消費者の意識」「技術体系や農法別の生産費、潜在的な生産能力」などを、都道府県別に詳しく調査するよう求めている。道独自に実施済みのテーマもあるが、こうした調査を北海道ぐるみで進めなければ、施策の基本データを集積できないだろう。

道は、〇四年度から道立農業試験場での有機農業技術についての試験研究をスタートさせ、ようやく一定の成果が出始めている(積丹町・高野さんの弁にあるように)に突っ込み不足ではあるが…)。

が、さまざまな技術を農家に伝える立場の農業改良普及センターでは、農業や化学肥料に偏重した発想が根強い。「体系的な有機の技術者がおらず、彼らは土壌や微生物の話になると拒絶反応を示す(とまこまい広域農協の職員)といった、旧態依然の実態もある。わたしは以前、津別町の有機酪農の試みを取材したとき、農家とともにコツコツとデータ収集に励んでいる普及員に会ったことがある(〇五年2月号「有機酪農の可能性」参照)。こうした先進事例から、関係者はもっと学んでほしいものだ。

普及指導員の意識改革を図り、各地の普及センターに有機の専門ポストを設けるような意気込みがなければ、立派な「推進計画」を作っても、画に描いた餅

になってしまふ。「フウハウの蓄積や対外的な窓口づくり、相談体制などを具体化するよう、普及部門に指示した」「竹林孝、食の安全推進局長と幹部は積極的だが、末端の現場まで浸透させることができるか、真価が問われている。

欠落している庁内の連携 予算の裏付けも不透明

道庁に有機農業の部署が置かれてから四年あまり、担当者ははじめに努力しているが、全庁的な連携はできていない。土壌や河川の環境保全、食育、学校給食、産業教育、食品加工、消費者行政…と、有機農業のかかわる分野は裾野が広い。これまでの経緯を真摯に総括したうえで、「推進計画」を旗印に各部の連携を深めていかなければ、消極姿勢がめだつ自治

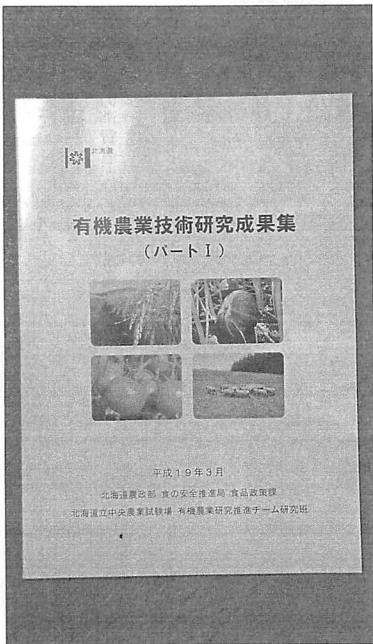
体や農協に対してリーダーシップを発揮できないのではないかと。

濃厚飼料穀物や粕類などの自給がネックになり、さっぱり進まない有機酪農・畜産をどうするか、という課題もある。動物の生理や生態に配慮した飼育のあり方を含めて、具体的な推進体制をつくる時機が到来している。

有機農業を志す新規就農者に対する物心両面での支援も欠かせない。

「(旭川)北海道農業担い手センターに相談したら、「有機農業はやめなさい」と言われた就農希望の人から電話をもらった。理解のない発言であり、道から改善指導をしてほしい」(旭川の意見交換会で)

との指摘も聞いた。同センターは道職員の天下り先なだけに、恥ずかしい話だ。関係機関に対する教育から始めてほしい。



04年度から3年間、道立農試が初めて実施した有機農業試験研究の報告冊子

本年度の道の「有機農業総合推進事業費」は約六百四十万円と少額で、ネットワークづくりやセミナー開催、技術情報普及啓発などソフト事業が主体だ。半年後にも「推進計画」がまとまるが、それを実現させるための予算的裏付けは、現時点では何も示されていない。

まさか、わずか数百万円で有機農業を推進するわけではなからう。「財政難」を言うのなら、まずは多額の道費負担を伴う農業土木事業を削減すべく、不要不急の工事を中止したり、複数ある担当課を統合するなどして、「有機」を核にした環境保全型農業に対する支援策に振り向けべきだ。関係者から要望が多い有機農業に対する直接支払いについても、政府から予算を分捕る気概がほしい。

イル・ド・フランス地域圏(注1)を取り囲む首都圏・居住人口1000万人の州議会は最近、州独自の有機農業計画を採択した(※欄外)。学校食堂での有機農産物の消費拡大を図り、有機農業への転換援助、除草機材や生垣の植栽などへの利子補給など、六年間で約十三億円の資金を投じ、フランス第一の有機農産物消費州をめざす、という。国情が違うので同一視はできないが、人口五百六十万人の北海道が「食料自給率二〇〇%」を誇り、「有機農業の島」をめざすなら、こうした取り組みにも学ぶべきだ。

※農業情報研究所 H.P.: www.juno.dti.ne.jp/~kribaba/index.html を参照